岩労発基 1030 第３号
令和８年 10 月 30 日

関係団体の長　殿

岩手労働局長

「冬季転倒災害防止対策強化期間」の取組に係る協力要請について

労働行政の推進、とりわけ労働災害の防止につきましては、日頃から特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手労働局では、令和８年 12 月～令和９年１月の期間、「令和８年度 いわて年末年始無災害運動」（令和８年 11 月を準備期間。以下「無災害運動」という。）を岩手労働災害防止連絡協議会と協力して展開し、冬季特有災害の防止や 14 次労働災害防止計画の重点事項等の取組を推進することとしており、貴団体に協賛いただいているところであり、先般周知の協力依頼をさせていただいたところです。その中でも特に、転倒災害が一番多く発生しており、冬季に多発する傾向にあります。このため、無災害運動期間中だけでなく２月においても多く発生している状況にあることを踏まえ、令和８年 12 月から令和９年２月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、別添リーフレットの転倒災害防止に取組みを推進することとしております。

つきましては、「冬季転倒災害防止対策強化期間」につきましても機関誌、ホームページへの掲載等による周知につきまして特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、リーフレットにつきましては、岩手労働局ホームページ（※）に掲載しておりますので、御活用願います。

（※）リーフレットの掲載ページ URL 及び２次元コード
https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anei.html